

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定に基づき、山形県知事が日本放送協会山形放送局(以下「NHK」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 山形県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は、要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 山形県知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、山形県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、山形県総務部広報課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、山形県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和60年9月1日から適用する。

昭和60年8月10日

山形県知事 板垣 清一郎

日本放送協会山形放送局長

佐藤 益躬